



ひとり親・発達に関する支援

シングルママ・パパ

問 母子・父子家庭に関する相談等についてのお問い合わせ: **子ども家庭支援課 ☎641-1212(内線579)**
経済的負担の助成・医療費の助成に関する問い合わせ: **子ども家庭支援課 ☎641-1212(内線575・576)**

家庭の状況が多様化し、結婚に対する考え方が大きく変化していることなどを背景に、ひとり親家庭が年々増加しています。山形市ではそのようなひとり親家庭に対して、子どもを育てながら自立した生活を送れるようサポートする相談先や福祉サービスを提供しています。

母子寡婦相談・父子相談

問 子ども家庭支援課 ☎641-1212(内線579・391)

母子世帯・寡婦世帯・父子世帯の方の相談に応じます。

主な相談内容

- 生活相談、女性相談(DV相談含む)
- 子どもの生活・学習支援事業
- 母子父子寡婦福祉資金貸付相談
- 自立支援教育訓練給付金
- 高等職業訓練促進給付金
- 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

相談窓口 山形市子ども家庭支援課
(市役所2階10番窓口)

ひとり親家庭子育て生活支援事業

問 子ども家庭支援課 ☎641-1212(内線579・391)

母子家庭のお母さん・父子家庭のお父さんが、病気・けが・残業・出張などで子育てや家事をすることが一時的に困難になったときに、お子さんを家庭生活支援員の家で一時的にお預かりしたり、自宅に出向いて食事の世話や掃除、生活必需品の買い物などをしたりします。詳しくはお問い合わせください。

利用料 収入に応じて一部費用負担があります。

市民税非課税世帯・生活保護受給世帯	無料
市民税を納付しているが、 児童扶養手当の支給基準内の世帯	1時間 70～150円
児童扶養手当の支給基準以上の世帯	1時間 150～300円

ひとり親家庭等就業・自立支援事業

問 子ども家庭支援課 ☎641-1212(内線579・391)
山形県母子家庭等就業・自立支援センター ☎632-2296

母子家庭のお母さん、父子家庭のお父さんが就職を希望する場合に、情報提供や相談に応じ

るとともに、講習会等を開催します。山形県母子父子寡婦福祉連合会へ事業を委託しています。

ひとり親家庭のみなさんへ

手当・生活支援・相談窓口の情報
をご案内します。



母子生活支援施設

問 子ども家庭支援課 ☎641-1212(内線546・574)

18歳未満の子どもを養育している母子家庭、または何らかの事情で母子家庭に準じる家庭の女性が、さまざまな問題により子どもの養育が十分にできていない場合に子どもと一緒に利用(入所・保護)できる児童福祉法に定められている施設です。心身と生活を安定するための相談・援助・生活指導等を通して自立を支援し、母子の福祉を図ることを目的としています。詳しくお知りになりたい方は、山形市子ども家庭支援課(市役所2階10番窓口)にお問い合わせください。

医療費の助成

問 子ども家庭支援課 ☎641-1212(内線559・576)

●親子健やか医療給付制度

ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、親又はお父さんが医療機関を受診した場合の医療費(保険診療分)を県と市が給付する制度で、制度の利用にはあらかじめ申請が必要です。

下記の対象者に該当すると認められる場合、親子健やか医療証が交付されます。

●制度の対象者

18歳以下の児童のいるひとり親家庭等(両親がいる場合であっても障がいや拘禁等によりひとり親家庭による養育状態である場合も含む)で、親に就労等による収入があり、前年(1～6月申請の方は前々年)の所得税が非課税の方(所得税が課税の方でも、18歳以下の扶養家族がいるときは、扶養控除の加算分を反映して判定しますので該当する場合があります。)

●申請方法

申請場所 こども家庭支援課
(市役所2階10番)窓口

持ち物

- 対象者全員分の健康保険証
- 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)
※児童扶養手当又は山形市健やか教育手当を受けている方は除く。
- 申請に係る全員分のマイナンバーカード又は通知カード
- 身元確認書類

●経済的負担の助成

問 こども家庭支援課 ☎641-1212(内線558-575)

●山形市健やか教育手当

義務教育中の児童を扶養している母子家庭のお母さんおよび父子家庭のお父さん(両親が揃っている場合であっても重度の障がいや拘禁等によりひとり親による養育状態である場合を含む)、もしくは親に代わり児童を養育している方で、市町村民税の所得割が非課税の方を対象に、山形市健やか教育手当を支給しています。

支給内容 年2回(9月および3月)支給
 ・両親がいない状態の児童 1人 月額4,000円
 ・父母の一方がいない状態の児童 1人 月額2,500円

申請方法

次のものを持参し、こども家庭支援課(市役所2階10番)窓口で手続きをしてください。

- ① 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)
- ※離婚の場合は、離婚の記載があるもの。受給者とお子さんの記載があるもの。交付日から1か月以内の原本。児童扶養手当を受けている方は除く。

- ② 銀行通帳
- ③ マイナンバーが確認できる書類
- ④ 身元確認書類

●児童扶養手当

児童扶養手当は、父または母と生計を同じくしていない児童の親、あるいは父または母に代わってその児童を養育している方に対して支給される手当です。※申請者、配偶者及び扶養義務者を対象とした所得制限があります。

1. 手当を受けられる方

手当を受けられるのは、次の条件のいずれかにあてはまる児童(18歳になった年度末まで、障がいのある児童は20歳未満)

を扶養している父または母や、父母に代わってその児童を養育している方です。(いずれの場合も、国籍は問いません。)

- ・父と母が離婚した児童
 - ・父または母から1年以上遺棄されている児童
 - ・父または母が亡くなった児童
 - ・父または母が裁判所からのDVの保護命令を受けた児童
 - ・父または母が一定の障がいの状態にある児童
 - ・父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
 - ・父または母の生死が明らかでない児童
 - ・母が婚姻によらないで懐胎した児童
 - ・母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童
- ※ただし、次のいずれかに該当するときは支給されません。

●児童が

- ・日本国内に住所を有しないとき
- ・児童福祉法上の里親に委託されているとき
- ・両親と生計を同じくしているとき(父または母が一定の障がい状態にある場合を除く)
- ・父または母の配偶者(事実婚を含む)に養育されているとき
- ・児童福祉施設に入所しているなど、受給資格者が養育していると認められないとき

●受給資格者が

- ・日本国内に住所を有しないとき
 - ・受給資格者が父または母の場合、配偶者(婚姻していなくても同居などの事実婚を含む)と生活をともにしているとき
- ※父または母が重度の障がいの場合を除く
 ※公的年金(遺族年金、障害年金、労災年金、遺族補償等)額が児童扶養手当額より低い方については、その差額分の児童扶養手当を受給できることとなります。

2. 手当の額と支払日(今後の制度改正や物価により変動する場合があります。)

●手当額(R6.4月現在) (単位:月額)

対象児童数	支払額		
	全部支給	一部支給 (所得額に応じて決定)	全部支給 停止
児童が1人の場合	45,500円	45,490円~10,740円	0円
児童が2人目の加算額	10,750円	10,740円~ 5,380円	0円
児童が3人目以降の加算額	6,450円	6,440円~ 3,230円	0円

●支払日

1月、3月、5月、7月、9月、11月の11日(11日が土・日・祝日のときは前営業日)に、それぞれ前の月までの分をまとめて支給します。

3.申請方法

次のものを持参し、こども家庭支援課(市役所2階10番)窓口で手続きをしてください。

①戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)※離婚の場合は、離婚の記載があるもの。

受給資格者とお子さんの記載があるもの。
交付日から1ヶ月以内の原本。

②受給資格者名義の銀行通帳 ③年金手帳

④マイナンバーが確認できる書類 ⑤身元確認書類

※このほか、申請する方の状況により、申立書等を提出していただく場合がありますので、事前に窓口でご確認いただいてから申請してください。

発達に関する相談等

お子さんの成長や発達は、お父さんお母さんにとって気になるところです。発達のペースはそれぞれ違いますので、育児書どおりにいかないからといってすぐに心配する必要はないことがほとんどですが、それでも不安に思うことがあったら、身近な人や機関に相談してみてください。ひとりで悩みを抱え込まないようにしましょう。

相談・障がい福祉サービス等

◎お子さんの発達等に関する主な相談窓口

- 山形市母子保健課(山形市保健所内)
☎647-2280
- 山形県中央児童相談所
☎627-1195
- 子育て支援センター →P.28・29

◎こまかさ学園

お子さんの発達の心配や子育てでの悩みについて相談を受け付けています。個人の秘密は固く守ります。

相談受付時間 9:00～17:00(月～金)

住所 山形市蔵王半郷1366-2(まんさくの丘)
☎688-3531

◎幼児ことばの相談室(就学前幼児)

赤ちゃんことばが残っている、ことばがつかまる、友達と話したげられない、特定の音が不明瞭などのことばに関する相談、指導を行っています。

住所 山形市総合学習センター
(城西町二丁目2-15)内
「幼児ことばの相談室」 ☎645-6163
9:00～16:00(火～土)
※完全予約制となります。

◎障がい福祉サービス等

問 障がい福祉課 ☎641-1212(内線590)

障がいのあるお子さん、または何らかの障がいが見られ、支援の必要性が認められるお子さんに対し、児童発達支援(就学前幼児対象)、放課後等デイサービス(就学児対象)、居宅介護(ホームヘルプサービス)、短期入所(宿

泊での預かり)、日中短期入所(日帰りでの預かり)等のサービスを提供しています。また、補装具、日常生活用具、紙おむつ、軽度・中等度難聴児補聴器等を支給しています。

経済的負担の助成

◎重度心身障がい(児)者医療給付制度

問 障がい福祉課 ☎641-1212(内線542)

この制度は、心身に著しい障がいがある方の外来・入院・訪問看護にかかる保険診療の自己負担額を軽減する制度です。制度の利用にはあらかじめ申請が必要で、下記の対象者の要件に該当すると認められる場合、重度心身障がい(児)者医療証が交付されます。

1. 障がいの程度(次のいずれかの障がいのある方)

- 身体障がい者手帳1・2級
- 精神障がい者保健福祉手帳1級
- 療育手帳A
- 特別児童扶養手当1級
- 公的年金各法の障がい年金1級
- 身体障がい者手帳3級かつ療育手帳B

2. 所得要件

本人の市民税所得割額が235,000円未満の方

申請場所 障がい福祉課(市役所2階28番)窓口

医療費の自己負担額

外来・入院・訪問看護にかかる保険診療の自己負担額について、本人及び本人の扶養者(健康保険の被保険者または税金上の扶養義務者)の所得税の課税状況により判定されます。なお、入院時の食事代は対象外です。





所得税の課税状況		医療費の自己負担
非課税		無料
課税	医療費の1割負担 外来・調剤・訪問看護は、医療機関・薬局・訪問看護ステーションごとに14,000円/月が上限[年間上限144,000円] 入院は、医療機関ごとに57,600円/月が上限[過去12ヶ月に3回以上上限まで支払った場合、4回目以降の上限額44,400円] ※保険薬局(院外処方)で支払った調剤費は払い戻しをします。障がい福祉課窓口で申請ください。	

持ち物

- 印鑑(64歳以上の方) 健康保険証
- 障がいの程度を証明するもの(障がい者手帳、年金証書等)
- 本人及び本人の扶養者(健康保険の被保険者又は税金上の扶養義務者)のマイナンバーカード又は通知カード
- 身元確認書類

●特別児童扶養手当

問 障がい福祉課 ☎641-1212(内線873-589)

心身に中度から重度の障がいを有する20歳未満の児童を養育している方(申請者)に支給します。(児童が福祉施設に入所している場合や障がいを理由とする公的年金を受給している場合は支給できません。)

※申請者・配偶者及び生計を同じくする扶養義務者を対象にした所得制限及び障がい程度認定基準による診断書の審査があります。

手当月額 令和6年4月現在

- ・1級(重度)55,350円
 - ・2級(中度)36,860円
- ※年3回(4・8・11月)、4ヶ月分まとめて申請者名義口座に支払われます。

※申請をした月の翌月分から支給されます。

申請場所 障がい福祉課(市役所2階28番)窓口

持ち物

- 所定の診断書(診断日が前月以内のもの)
- 戸籍全部事項証明書(発行から1ヶ月以内のもの)
- 申請者名義の通帳
- 同居家族全員のマイナンバーを確認できるもの

●お持ちの方は

- 身体障がい者手帳 療育手帳A
- (手帳の要件によっては、診断書を省略できることがあります)

☎ 市外局番 023

◎障がい児福祉手当

問 障がい福祉課 ☎641-1212(内線542-550)

おおむね満3歳から20歳未満で著しい重度の心身障がいのため、日常生活において常時介護を必要とする方に支給します。(児童が福祉施設に入所している場合や障がいを理由とする公的年金を受給している場合は支給できません。)

※障がい児本人・生計を同じくする扶養義務者を対象にした所得制限及び障がい程度認定基準による診断書の審査があります。

手当月額 令和6年4月現在

- ・15,690円
- ※年4回(5・8・11・2月)、3ヶ月分まとめて申請者名義口座に支払われます。
- ※申請をした月の翌月分から支給されます。

申請場所 障がい福祉課(市役所2階28番)窓口

持ち物

- 所定の診断書(3ヶ月以内のもの)
- 戸籍全部事項証明書(発行から3ヶ月以内のもの、写し可)
- 障がい児本人名義の通帳
- 障がい児本人と同居家族のマイナンバーを確認できるもの

●お持ちの方は

- 身体障がい者手帳 療育手帳
- 精神障がい者保健福祉手帳

◎山形市重度心身障がい児福祉手当

問 障がい福祉課 ☎641-1212(内線542-550)

20歳未満で心身に障がいを有する在宅の児童で、一定程度の障がいであるが、所得制限等で特別児童扶養手当が支給停止となっている児童を養育している方に支給されます。

手当月額 4,000円

※年2回(9・3月)、6ヶ月分まとめて申請者名義口座に支払われます。

申請場所 障がい福祉課(市役所2階28番)窓口

持ち物

- 身体障がい者手帳または療育手帳、もしくは手帳に代わる診断書



●特別支援学校等通学支援

問 障がい福祉課 ☎641-1212(内線589・590)

特別支援学校(小・中・学部、高等部)や学区外の小中学校の肢体不自由児学級へ通学する児童生徒が、タクシー・福祉有償運送を利用した際の運賃(年間上限48回の利用に対して)を助成します。

助成額

運賃の9割相当

※利用者証を交付しますので、事前に登録申請をお願いします。

申請場所

障がい福祉課(市役所2階28番)窓口

持ち物

利用申請書、在学証明書、指定校変更決定通知書の写し(肢体不自由学級在籍の児童生徒のみ)

●各種手帳等の交付について

申請場所 障がい福祉課(市役所2階28番)窓口

●身体障がい者手帳

問 障がい福祉課 ☎641-1212(内線549・550)

身体に一定の障がいの状態があることを証明するもので、各種の福祉サービス等を受ける際に手帳を提示することにより、資格の認定や手続きの簡略が行われ、より容易に援助を受けることが出来るようになります。

対象

視覚、聴覚、平衡、音声・言語・そしゃく、肢体不自由(上肢、下肢、体幹など)、心臓、呼吸器、腎臓、ぼうこう、直腸、小腸、免疫、肝臓等に永続的な障がいがある方。

持ち物

- 指定医の診断書
- 顔写真(縦4cm、横3cm)
- マイナンバーを確認できるもの

●精神障がい者保健福祉手帳

問 障がい福祉課 ☎641-1212(内線580・621)

精神に一定の障がいの状態があることを証明するもので、各種の福祉サービス等を受ける際に手帳を提示することにより、資格の認定や手続きの簡略が行われ、より容易に援助を受けることが出来るようになります。

持ち物

- 所定の診断書(3か月以内のもの)または障がい年金証書
- 顔写真(縦4cm、横3cm)
- マイナンバーを確認できるもの

●療育手帳

問 障がい福祉課 ☎641-1212(内線580・621)

知的に発達の遅れの状態があることを証明するもので、各種の福祉サービス等を受ける際に手帳を提示することにより、資格の認定や手続きの簡略が行われ、より容易に援助を受けることが出来るようになります。

判定 申請後に知的障がい者更生相談所(18歳未満の児童については児童相談所)での判定を受けていただきます。

持ち物

- 顔写真(縦4cm、横3cm)
- 母子健康手帳
- 知能検査または発達検査の結果票(過去に受けている場合)
- マイナンバーを確認できるもの

●自立支援医療(育成医療)

問 障がい福祉課 ☎641-1212(内線549・550)

身体障がいをもつ18歳未満の児童(放置することで将来障がいを残すと認められる疾患がある児童)について、その障がいを軽くしたり、取り除くために行われる医療等に給付を行います。

対象

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、内臓機能、免疫機能、肢体不自由の各障がい(疾患)に対する医療行為等。

費用

自己負担は原則として医療費の1割負担。ただし、低所得世帯および重度かつ継続して医療が必要と認められる方、育成医療の経過措置対象の方には負担上限額が設定されます。

持ち物

- 意見書(指定医師記入)
- 健康保険証
- マイナンバーを確認できるもの等

※法律等に基づく用語についても「障がい」と表記しています。



相談窓口

子育てに関する相談窓口

母子の健康に関する相談

山形市母子保健課 (山形市保健所内)	母子の健康(妊娠、出産、健診、予防接種、子どもの発育・発達等)に関する相談	647-2280	火～日 8:30～17:15 日曜日、月曜日が祝日の場合は、火曜日も閉庁 ※閉庁日はこれによらない場合がありますので、市ホームページの「母子保健課開庁日カレンダー」のページをご確認ください
小児救急電話相談	おおむね15歳未満の児童に関する発熱、嘔吐や下痢、その他急な病気についての電話相談	プッシュ回線・携帯# 8000 ダイヤル回線・IP電話 633-0299	毎日 午後6時～翌朝8時

女性の健康に関する相談(山形市男女共同参画センター)

女性の思春期から更年期までの相談	助産師による女性の健康、身体の悩み、出産と育児などの相談	645-8077 予約・問合せ	相談日時はお問い合わせください
一般相談	心の悩み相談(女性のカウンセラーによる相談)※男性も可	月～土9:00～17:15 (祝日・年末年始を除く)	毎日(祝日・年末年始除く) 時間はお問い合わせください(事前要予約)

子育て・子どもの相談(こども家庭センター)

問 こども家庭支援課 ☎641-1212(内線574・546・367)

専門職等の職員を配置し、子育てに関する相談に応じます。お気軽にご相談ください。

- 子育てに関する相談
- 母子健康手帳の交付
- 子どものしつけや虐待に関する相談 など

相談窓口 山形市こども家庭支援課(市役所2階10番)
月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)



相談窓口

● 乳幼児の子育てに関する相談

つばさ子育て支援センター	634-6253	月～土 8:30～17:00(電話) 9:00～12:00、13:00～16:30(来所)
さくら子育て支援センター	622-5682	月～金 8:30～17:00(電話) 9:00～12:00、13:00～16:30(来所)
べにっこひろば子育て支援センター	674-0220	毎月第2木曜、1月1日を除いた毎日 平日 9:00～18:00 土日祝 9:00～12:00、14:00～18:00(電話・来所とも)
コパル子育て支援センター	676-9876	毎月第2・第4火曜、1月1日を除いた毎日 9:00～18:00(電話・来所とも)
つくも保育園子育て支援センター	674-0010	月～土 9:00～12:00、13:00～16:30(電話・来所とも)
子育て支援センターきのみせいぶ	647-4883	月～金 9:30～11:30、13:00～16:00(電話・来所とも)
子育て支援センターすくすく	689-1182	月～金 8:50～16:30(電話) 9:00～11:30、14:00～16:30(来所)
ほほえみ支援センター	643-7176	月～金 9:00～11:30、13:30～16:00(電話・来所とも)
キンダー子育て支援センター	622-7438	月～金 9:00～12:00、13:30～16:30(電話・来所とも)
まりあこまき支援センター	676-7822	月～金 9:30～12:00、13:30～16:00(電話・来所とも)
子育て支援センターののはな	666-4666	月～金 9:00～11:30、13:30～16:00(電話・来所とも)
とちの実子育て支援センター	666-8899	月～金 9:30～11:30、13:00～16:00(電話・来所とも)
出羽子育て支援センター	684-3018	月～金 9:00～12:00、13:30～16:00(電話・来所とも)
べにばな保育園子育て支援センター	686-4808	月～金 9:30～12:00、13:00～15:30(電話・来所とも)
嶋ほいくえん子育て支援センター	679-5028	月～金 9:00～12:00、14:00～16:00(電話・来所とも)
みどりのもりこども園子育て支援センター	623-7800	月～金 8:30～11:30、13:30～16:30(電話・来所とも)
飯塚はらっぱ保育園子育て支援センター	666-6835	月～金 9:30～11:30、13:00～16:00(電話・来所とも)
ひまわり子育て支援センター	688-7351	月～金 9:00～11:30、13:30～16:00(電話・来所とも)
かないにこにこ子育て支援センター	681-0371	月～金 9:00～12:00、13:30～15:30(電話・来所とも)
子育て支援センター木の実北	674-6500	月～金 9:30～11:30、13:00～16:00(電話・来所とも)
杉の子子育て支援センター	681-8120	月～金 9:30～12:00、13:30～16:00(電話・来所とも)
子育て支援センターはやぶさ	664-1701	月～金 9:30～12:00、13:30～16:00(電話・来所とも)
このみ子育て支援センター	687-0855	月～金 9:30～11:30、13:30～16:30(電話・来所とも)
大谷たけのこ組子育て支援センター	684-7956	月～金 9:00～12:00、14:00～16:00(電話・来所とも)
キンダー南館子育て支援センター	644-2030	月～金 9:00～12:00、13:30～16:30(電話・来所とも)
セロン北保育園子育て支援センター	686-2040	月～金 9:30～12:00、13:00～15:30(電話・来所とも)

家庭・教育・友人関係等に関する相談

こども電話相談 (山形市こども家庭支援課)	<ul style="list-style-type: none"> 子どもと家庭に関する相談 子どもの虐待に関する相談、通告 	641-3636	月～金 8:30～17:15 (休日・年末年始を除く)
少年電話相談・少年メール相談 (山形市青少年指導センター)	学校・家庭・友人等の悩み事に関する相談	631-4425 (メール相談は、市ホームページから教育委員会のページに進み、少年相談専用の入力フォームで送信してください。)	月～金 13:00～17:00 (休日・年末年始除く) ※メール相談は24時間受付(後日回答)
教育相談室 (山形市総合学習センター)	不登校・子育て・就学等に関する相談	645-6182 645-6183	電話 月～金 9:30～15:30 来所 月～金 9:30～15:30
子ども・女性電話相談 (県福祉相談センター)	子どもと家庭及び女性に関する相談	642-2340	毎日(年末年始除く) 8:30～22:00
ふれあいほっとライン (県教育庁生涯教育・学習振興課)	子育ての悩み・家庭教育に関する相談	630-2876	月～金 8:30～17:15 (時間外、土・日、祝日はFAX又は留守番電話、電子メールで対応)
母子父子寡婦相談	ひとり親家庭等に関する相談	641-1212(内線579)	月～金 8:30～17:15 (電話・来所とも)
山形県中央児童相談所	児童養護及び児童虐待に関する相談・通告等	627-1195	月～金 8:30～17:15 ※緊急時は年中無休で24時間電話対応

こころ・いのちの相談

精神保健福祉相談 (山形市保健所)	こころの健康相談	616-7275	月～金 8:30～17:15 (休日・年末年始を除く)
心の健康相談ダイヤル (県精神保健福祉センター)	こころの健康相談	631-7060	月～金 9:00～12:00、13:00～17:00 (休日・年末年始を除く)
山形いのちの電話	心の悩み全般に関する相談	645-4343	毎日 13:00～22:00





急な病気・安全対策

夜間や休日にお子さんが病気になったら

● 夜間にお子さんの具合が悪くなったときは…

「山形市休日夜間診療所」および「山形市歯科医師会休日救急歯科診療所」をご利用ください。



● 山形市休日夜間診療所

香澄町二丁目9番39号
山形市医師会館1階 ☎635-9955

● 休日の急患は
(日曜・祝日・12月31日～1月3日)

診療科目 内科・外科・小児科

診療時間 午前9時～午前11時45分、
午後1時30分～午後5時

● 夜間の急患は(毎日診療)

診療科目 内科・小児科

診療時間 (内科)午後7時～午後11時
(小児科)午後7時30分～
午後10時30分

● 山形市歯科医師会休日救急歯科診療所

香澄町二丁目9番39号 山形市医師会館1階 ☎629-9988

診療日時 日曜・祝日・12月31日～1月3日

受付時間 午前10時～正午／午後1時30分～午後3時30分

※山形市休日夜間診療所、山形市歯科医師会休日救急歯科診療所ともに、おいでいただく前にまずお電話ください。



急な病気・安全対策

家庭内感染にご注意ください！

感染対策

せきやくしゃみの飛散防止のために、効果的な場面でマスクを着用しましょう。

!! マスクの着用が難しい有症状の小児が家庭内にいる場合は、家の中でも周りの大人がマスクを着用する

!! 日頃からこまめな手洗いや換気を実施する

新型コロナウイルス感染症流行時、山形市では家庭内・親族間で感染拡大するケースが多くみられました。

今後も基本的な感染対策を実施し、子どもたちを感染症から守りましょう。

問 山形市保健所 健康増進課 精神保健・感染症対策室 感染症予防係 ☎023-616-7274



24時間健康・医療相談サービス(医療機関案内含む)

市内在住の方を対象に「けが」や「病気」等で119番通報に迷う場合や健康面・医療面で不安がある場合の相談について、年中無休24時間体制で医師や看護師などの電話相談を無料で受けることができます。相談中に救急要請が必要と判断された場合は、相談電話がそのまま119番に転送され、救急車が出勤します。その他、医療機関情報もお知らせしています。なお、回線が混み合う場合、電話がつながりにくくなる場合があります。

●電話番号 通話無料 ☎0120-023-660(年中無休24時間対応)

サービスに関するお問い合わせ先 山形市消防本部通信指令課 ☎634-1198

夜間の小児救急電話相談について

山形県では、毎日午後6時～翌朝8時に小児救急電話相談を行っております。

●電話番号 プッシュ回線・携帯電話 #8000

ダイヤル回線・IP電話 ☎633-0299

おおむね15歳未満の児童に対する発熱・嘔吐や下痢、その他急な病気についての電話相談です。

休日・夜間の診療案内

山形市消防本部では、休日・夜間の医療機関情報をお知らせしています。

情報は、市ホームページでご確認ください。

また、消防本部に電話でもお問い合わせいただけます。

●山形市ホームページ <http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/>

トップページから「メニュー」→「いざというときに」→「医療機関の情報」をクリックしていただくと、休日や夜間の診療科目をご覧いただけます。

●山形市消防本部(通信指令課) ☎634-1198





広告協賛店様一覧

店名

生活協同組合共立社

坂本デンタルオフィス

社会福祉法人キンダー伸誠会 キンダーこども園

社会福祉法人キンダー伸誠会 キンダー南館こども園

認定こども園杉の子

株式会社ハート・コーポレーション

小白川加藤歯科医院

YGT矯正歯科クリニック

国井歯科医院

医療法人勝島小児科医院

まむろ歯科

株式会社深瀬自動車整備工場

株式会社ジェス山形

もんま医院

由美子こどもクリニック





店名

かつき歯科クリニック

さとう歯科医院

みはらしの丘こどもクリニック

株式会社スズデン

ビューティーサロン辰巳有限会社

ごとうファミリー歯科

バイリンガル学園 マイキンダーガーデン

学校法人龍華学園 ひまわりこども園

学校法人龍華学園 南沼原ひまわり幼保園

まり歯科クリニック

認可保育所 さくらんぼ保育園

学校法人南風学園 あおぞら幼稚園

社会福祉法人チトセ会 こども園ちとせ

社会福祉法人チトセ会 こども園ののび

株式会社まちなか 七日町まちなか保育園

本冊子は広告掲載企業による協賛金により無償で発行されました。



山形市 子育てガイド

いきいき・のびのび

2024年度 保存版

令和6年6月発行

発 行

山形市／株式会社サイネックス



山形市HP



サイネックスHP

制 作

株式会社サイネックス 東京本部

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3

TEL:03-3265-6541(代表)

広告販売

株式会社サイネックス 山形支店

〒990-0024 山形県山形市あさひ町17-7

TEL:023-632-0179

※掲載している広告は、令和6年5月現在の情報です。

無断で複写、転載することをご遠慮ください。



UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

 山形市 子育てガイド 

いきいき・のびのび

 2024年度 保存版 

COOP
生活協同組合 共立社

生協の宅配 はじめませんか?

安心・安全な商品を毎週決まった曜日にお届けします!

point 01 子育て中に
うれしい商品が
豊富!



point 02 置き配OK!



point 03 スマホで簡単注文!



子育て応援

うれしい2大特典

配達手数料が6歳まで

半額! 通常1回 242円 ▶ 121円

※妊娠中から、お子さまの6歳の誕生日月の第4週目まで

プラス

卵6個 or 牛乳500ml

無料で
半年間プレゼント!

※「個人宅配」の方は26週間、「はん」の方は13週間、毎週1つお届けします。

お申し込みはWEBからがお得!
WEB加入キャンペーン実施中!

WEBから個人宅配にご加入の方に

最大**3,000円分**
ポイントプレゼント!

※ポイントは宅配でのお買い物にご利用いただけます。

さらに! WEB加入の際、秘密のコードを入力すると

追加で**500円分**ポイント
プレゼント!

※個人宅配申込画面の「担当ナンバー欄」に

1045-94444 をご入力ください。



プレゼント条件など
詳しくはコチラ!



子育て中のお買い物
をサポートします!



COOP
生活協同組合 共立社

フリーダイヤル 0120-916-244

【営業時間】月～金 9:00～20:00 / 土 9:00～18:00
●山形市上柳 67-1 ※番号を通知しておかけください。

今なら 冷凍離乳食3点セットを
500円でお試し
できます!



詳しくは
コチラ!



子育てのもしもに。

子どものケガ通院や
入院に備える医療保障



CO-OP 共済
たすけあい

元気なお子様
だから
必要な保障

コース / 加入できる年齢 (発効日時点) / 性別	《たすけあい》 ジュニアコース 0歳～満19歳*2 / 女性・男性		
保障期間 / 満期以降の継続コース	満30歳の 大人向けコースなどで保障を続けられます。 満期日まで (詳しくは満期時にご案内します)		
加入時の告知事項	告知事項B	告知事項A (加入条件ゆるやか)	
コース名(月掛金)	J1000円 コース	J2000円 コース	J1900円 コース
お支払い内容	日額 6,000円	日額 10,000円	日額 5,000円
病気入院・事故(ケガ)入院	1日目から360日分		
事故(ケガ)通院*1 (事故日から180日以内 1日目から90日分)	日額 2,000円	日額 3,000円	日額 2,000円

*1 医師の指示により固定具を装着した場合、ケガ通院共済金10日分が通院日数に加算される場合があります。

*2 19歳までにジュニアコースへ加入いただいた方は、満29歳まで同コース間の変更(更改)が可能です。

※「J1900円コース」は、通院中でもお薬を飲んでいても、加入時の「告知事項」に該当しなければお申し込みいただけるコースです。
詳しくは、加入申込書付宣伝物をご覧ください。

【契約引受団体】
日本コープ共済生活協同組合連合会
共立社コールセンター

☎ 0120-916-244

営業時間 [月～金] 9:00～20:00
[土] 9:00～18:00 [日] 休み

共済に関するお問い合わせについては、折り返しご連絡いたします。
〒990-2212 山形市上柳67-1 生活協同組合共立社

24時間いつでもスマートフォンや
パソコンでかんたん資料請求!

【公式】コープ共済 公式ホームページ

コープ共済 検索

https://coopkyosai.coop 資料請求はこちら



CO-OP共済
ニュース

CO-OP共済に加入するには出資金をお支払いいただき、お近くの生協の組合員になることが必要です。生活協同組合(生協)は、お店や宅配などからに貢献しています。